

「こども誰でも通園制度」について（概要）

事業概要

- 令和8年4月から、全国自治体で実施されます。実施にあたり、市が事業の認可を行います。
- **0歳6か月から満3歳までの、保育所等を利用していないこどもが対象**となります。**就労等の要件は必要ありません。**
- 一時預かり事業が、就労や疾病といった「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、**家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援する**ことが主な目的です。
- 月一定時間を上限として、時間単位で保育所等を利用することができる制度です。
- 職員配置や設備基準については、一時預かり事業（一般型）と同様の基準となります。職員については、2分の1が保育士資格者です。
- 国の給付事業として、公定価格に基づき市から施設に給付費を支払います。公定価格については、国において検討が行われます。

図1 対象となるこども



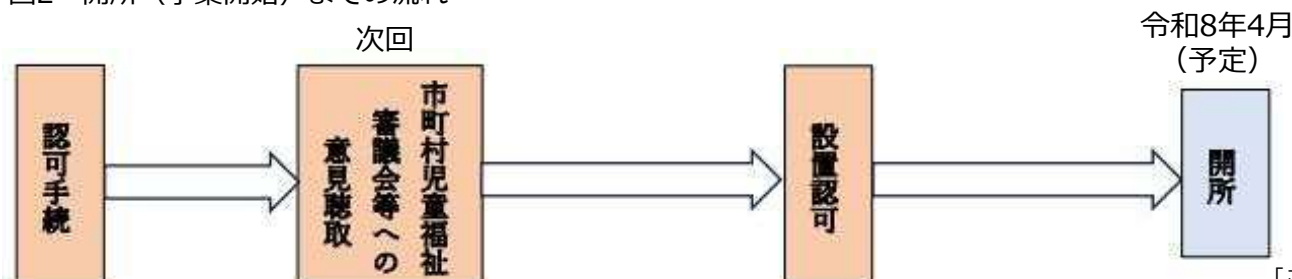
表1 人員配置・設備運営基準等（総括表）（抜粋）

⑤実施方法 【設備運営基準】	①一般型 ②余裕活用型	一般型：下記以外 余裕活用型：保育所等の空き定員の範囲内で実施。
⑥人員配置基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※2 ※2分の1は保育士 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を2分の1以上。なお、保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修等）を修了した者とする。
⑦設備の基準 【設備運営基準】	①一般型 ・一般型一時預かり事業と同様の基準※3 ②余裕活用型 ・各施設又は事業の基準による	保育所の設備基準に従って、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるとともに、食事の提供を行う場合には、必要な設備を備えること等、関係基準を遵守すること。

事業の認可

- 市町村は、認可に当たり、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、市町村児童福祉審議会の意見聴取をします。

図2 開所（事業開始）までの流れ



利用者向けリーフレット

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について | こども家庭庁](#)

利用の方法について

申請方法は市町村ごとに異なります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

利用者による申請

市町村による認定

決定通知受理

事前面談予約

事業所との事前面談の予約はシステムで行うことが可能です。

事前面談

施設の利用

事業所内で実施

